事 業 主 様

西日本パッケージング健康保険組合 理事長 三木 秀一

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧に かかる療養費の支払方法の変更について

平素は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当健康保険組合では、「はり師、きゅう師及びあんま・マッサージ・指圧師」(以下「施術者」という。)の施術に係る療養費の支払方法について、平成31年2月26日開催の第144回組合会において審議を頂いた結果、平成31年5月施術分から、現在の支払方法である「代理受領」方式を健康保険法第87条及び健康保険法施行規則第66条の規定に基づいた「償還払い」方式へ変更することにいたしました。

つきましては、平成31年5月施術分からの取り扱いは下記のとおりとなりますので、ご 案内申し上げます。

なお、本件については、過去1年間に受療歴のある方にもご案内させていただいている ことを申し添えます。

記

1. 変更内容

支払方法が現在の「代理受領」方式から「償還払い」方式への変更となります。

「代理受領」方式とは

施術料の自己負担分を支払った患者(被保険者)から委任を受けた施術者が、当健康保険組合に療養費の支給申請を行い、施術料から自己負担分を除いた額を施術者に対して支払うもの。

「償還払い」方式とは

施術を受けた患者が施術所の窓口で施術料の全額を支払った後、被保険者が当健康 保険組合に療養費の支給申請を行い、施術料から自己負担分を除いた額を被保険者 に対して支払うもの。

2. 変更理由

- (1) 健康保険を使って受けられる施術の範囲を正しく理解したうえで、施術を受けていただくことが、より適正な給付につながるため。
- (2) 施術者が申請書に記載、証明した施術内容や施術回数などを患者自身が確認して申請することが、より申請誤りの防止につながるため。

3. 償還払いでの申請

- (1) 施術を受けるとき
 - ① 施術を受けることについて、医師の同意を得ていることが前提です。
 - ② 施術料の全額を施術所窓口で支払い、「領収書」を受け取ります。
 - ③ 施術者から施術内容等の証明を受けます。(施術者が療養費支給申請書に記載)

(2) 申請方法

以下の書類を揃え、当健康保険組合にご提出ください。

①「療養費支給申請書」

「はり・きゅう用」または「あんま・マッサージ用」の申請書を使用して、「施術内容欄・施術証明欄」は施術者、それ以外の項目は申請者(被保険者)が記入してください。

②「同意書」(原本)

初療日や6か月を経過した時点で更に施術を受ける場合は、再度医師の診察を受け、新たに同意書(再同意)を受けることが必要です。(同意の有効期間は 6か月です。)

なお、同意期間内における2回目以降の請求については、「療養費支給申請書」の「同意記録」に前回の同意日等を記入することで、「同意書」は省略しても差し支えありません。

③「領収書」(原本)

全額自己負担額が記載され、患者氏名、施術日、領収印のあるものが必要です。

④ 「施術報告書」(写し)

施術者が施術報告書交付料を算定している場合は、施術者が発行する「施術報告書」(写し)を添付してください。

⑤「往療状況確認表」(原本)

<u>往療の施術を受けた場合</u>は、施術者が発行する「往療状況確認表」を添付してください。

⑥「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」(原本) 初療の日から1年以上経過している患者であって、かつ、1か月間に施術を受け た回数が16回以上の方は、施術者が発行する「1年以上・月16回以上施術継続 理由・状態記入書」を添付してください。

4. その他

- ・療養費は暦月ごとに申請してください。
- ・提出された申請書は、当健康保険組合において医療機関との併行受診等の確認や内容審査を行うため、支払いまで2~3か月を要する場合があります。
- ・平成31年5月施術分以降、施術者から申請があったものは、受療者(被保険者)へ申 請書を返戻させていただきます。

前記「3. 償還払いでの申請」の手続きにより再申請をお願いします。

・申請書類等の取得や申請方法の詳しい内容などは、当健康保険組合ホームページを ご確認ください。

> 以上 ------お問い合わせ------西日本パッケージング健康保険組合 給付 担当:中村 **☎**06-6941-4635